

## ⇨ 会社法に伴う有限会社から株式会社への変更

**Q** : 当社は有限会社です。会社法が施行されたら株式会社に変更する予定ですが、どのような取扱いになるのですか？

**A** : 次のような取扱いになります。

### 【解説】

新会社法により、有限会社を株式会社に変更する場合は、商号変更という手続きを踏むこととなります。

商号変更は、登記が効力要件となっていますので、まず、有限会社〇〇を株式会社〇〇に商号変更とする決議をしたうえで、有限会社を解散、そして株式会社を設立するという登記手続きをします。

ただし、この商号変更による株式会社への移行の登録手続きは、現行の組織変更の場合と同様、既存の登記簿を閉鎖し、新しい登記簿を作るための登記上の手続きにすぎませんので、法人格が変わるということはありません。

また、税務上においても、その解散及び設立の登記はなかったものとして取り扱われることとなっていますので、変更前と後とで事業年度を区分する必要はなく、みなし事業年度として申告する必要もありません。

なお、現行法では、債務超過(純資産の額が資本金及び資本準備金の額に満たない)では有限会社から株式会社に組織変更することが認められていませんが、新会社法上では有限会社から株式会社への商号変更とされていますので、債務超過であっても問題なく変更することができます。

